

〇〇自治会（〇〇町内会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、防火
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇〇

：

- () その他会の目的達成に必要なこと。

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会（〇〇町内会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、〇〇市〇〇町〇〇丁目全域及び〇〇丁目〇〇番〇〇号から〇〇丁目〇〇番〇〇号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇集会所内に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人全てとする。

- 2 第3条に定める区域内に有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入退会等）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込書があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 会員が次の各号に一に該当する場合には、退会したものとする。
 - (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

4 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(会員の権利・義務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本会の各種事業に参加する権利
- (2) 規約に基づく役員選挙権及び被選挙権
- (3) 本会の運営について、自由に意見を発表する権利

2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 会費を納入する義務
- (2) 規約に基づく諸会議に出席する義務
- (3) 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従う義務

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 班長 〇名
- (6) 監事 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命を受けて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。

4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、本会の資産及び会計事務を処理する。

5 班長は、班員と役員会との連絡に当たる。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の決議を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 会則の制定改廃に関すること。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の決議)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第 22 条第 1 項に規定する書面又は電磁的方法をもって表決等を行った会員を含む。

2 総会において決議をすべきものとされた事項について、会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、全員の表決権は、全員の所有する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会を出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

※果実とは…財産から生じる利益や収益という意味

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の決議を得、かつ、〇〇市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 に規定する事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第 38 条 本会は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の決議を得、かつ、〇〇市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿

(6) 財産目録等資産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。

(委任)

第 41 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(連合組織)

第 42 条 本会は、広域的問題に対処するため、〇〇地区会、〇〇市自治連合会に参加し、連絡調整を行うものとする。

附則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。